

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月29日
【会社名】	株式会社昭文社
【英訳名】	Shobunsha Publications, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 茂夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目 1 番地
【電話番号】	03(3556)8111
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 大野 真哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目 1 番地
【電話番号】	03(3556)8171
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 大野 真哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権) その他の者に対する割当 6,120,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 514,320,000円 (第2回新株予約権) その他の者に対する割当 208,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 137,748,000円 (第3回新株予約権) その他の者に対する割当 15,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 169,415,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社昭文社 大阪支社 (大阪市淀川区西中島六丁目11番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	6,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	6,120,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,020円 （新株予約権の目的となる株式1株当たり10.20円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月15日（月）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社昭文社 経営管理本部 東京都千代田区麹町三丁目1番地
払込期日	平成27年6月15日（月）
割当日	平成27年6月15日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

(注) 1. 第1回新株予約権（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）」において「本新株予約権」という。）は、平成27年5月29日開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。
ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、600,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、100株とする。)ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、847円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

	<p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金514,320,000円</p> <p>新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年6月15日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成31年12月27日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社昭文社 経営管理本部 東京都千代田区麹町三丁目1番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 麹町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヵ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、又は当社の普通株式につき上場廃止が決定されたときは上場廃止日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。
--------------------------	---------

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印をした上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)の指定する口座に振り込むものとします。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,300個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	208,000円
発行価格	新株予約権1個につき160円 （新株予約権の目的となる株式1株当たり1.60円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月15日（月）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社昭文社 経営管理本部 東京都千代田区麹町三丁目1番地
払込期日	平成27年6月15日（月）
割当日	平成27年6月15日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

(注) 1. 第2回新株予約権（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）」において「本新株予約権」という。）は、平成27年5月29日開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。
ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、130,000株とする(本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、100株とする。)ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、1,058円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権、第1回新株予約権及び第3回新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

	<p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金137,748,000円</p> <p>新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年6月15日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成31年12月27日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社昭文社 経営管理本部 東京都千代田区麹町三丁目1番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 麹町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヵ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、又は当社の普通株式につき上場廃止が決定されたときは上場廃止日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。
--------------------------	---------

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という。)に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印をした上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所(以下、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所(以下、「払込取扱場所」という。)の指定する口座に振り込むものとします。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	15,000円
発行価格	新株予約権1個につき15円 （新株予約権の目的となる株式1株当たり0.15円）
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	平成27年6月15日（月）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	株式会社昭文社 経営管理本部 東京都千代田区麹町三丁目1番地
払込期日	平成27年6月15日（月）
割当日	平成27年6月15日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

(注) 1. 第3回新株予約権（以下、本「3 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）」において「本新株予約権」という。）は、平成27年5月29日開催の当社取締役会において発行を決議しています。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日に上記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てます。
ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 （完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。）</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、100,000株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下、「交付株式数」という。）は、100株とする。）ただし、本欄2乃至4により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3の規定に従って、行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>3. 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、1,694円とする。ただし、行使価額は本欄3(1)の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外（注）3の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本欄3(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

	<p>株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄3(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金169,415,000円</p> <p>新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使時点で有効な交付株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年6月15日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成31年12月27日までとする。</p> <p>ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の5営業日前までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社昭文社 経営管理本部 東京都千代田区麹町三丁目1番地</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 麹町支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヵ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、又は当社の普通株式につき上場廃止が決定されたときは上場廃止日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認されたときは、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。
--------------------------	---------

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載して、これに記名捺印をした上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所（以下、「払込取扱場所」という。）の指定する口座に振り込むものとします。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
821,483,000	15,000,000	806,483,000

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権の発行価額の総額6,343,000円及び行使に際して払い込むべき金額815,140,000円の合計額であり、行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。権利行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得し、消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。その結果、払込金額の総額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額15,000,000円には、弁護士報酬費用、本新株予約権算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、及び変更登記費用等を予定しております。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
インバウンド事業の展開を加速させるための協業先の発掘及び資本参加を含む提携・M & A	806	平成27年6月 ～平成28年12月

- （注）１．上記の金額及び支出予定時期は、「インバウンド事業」を更に展開するための「協業先への資本参加を含む提携・M & A」を行うため、当社が現時点で入手している情報に基づき合理的に試算したものであります。なお、平成26年9月1日にウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合を割当先として発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）により調達した1,000百万円（手取概算額985百万円）については、当初計画通り、「ソフトウェアコンテンツの充実（英語・アジア各国言語への翻訳等）：200百万円」及び「ワンストップ・ゲートウェイ構築のためのシステム開発費：200百万円」の先行開発投資を行っております。また、本新株予約権付社債の発行により「事業展開を加速させるための協業先への資本参加を含む提携・M & A」を資金使途として調達した585百万円については、既に複数の協業先候補の選定・交渉関連費用として283百万円を使用済みですので、残りの302百万円についても、当初計画どおり、本新株予約権にて調達を行う資金と共に、「事業展開を加速させるための協業先の発掘及び資本参加を含む提携・M & A」への資金に充当する予定です。本第三者割当は、「インバウンド事業」の展開を進めるにあたり不可欠である「協業先への資本参加を含む提携・M & A」について、本新株予約権付社債の発行時の想定よりも金額規模が大きく、また相手方が複数となる可能性が出てきたため、本新株予約権付社債の発行により調達した585百万円（うち、残額302百万円）では不足する可能性があることから、当該不足資金を確保することを目的として行うものであります。現在、複数の協業先候補等と交渉を行っておりますが、必要な資金は10億～15億円程度と想定しております。
- ２．本第三者割当においては、希薄化による影響を勘案し、また各提携・M & A案件の進捗に伴って資金需要が段階的に生じることに鑑みて、行使価額の異なる三種類の新株予約権を発行しており、株価に応じて段階的に新株予約権が行使されていくことを想定しております。本第三者割当により調達した資金の使途は、複数の提携・M & A案件であり、支出は各案件の進捗に応じて、段階的に行われることとなります。現時点で支出予定時期を具体的に想定することは困難ですが、各提携・M & A案件については適切に開示します。
- ３．株価の状況により、本新株予約権の全部又は一部の行使が進まない状況において、案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。また、案件が当初の想定通りに成立せず、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けたいうえで、上記支出予定時期以降においても、協業先の発掘及び資本参加を含む提携・M & Aに係る費用に使用する考えであります。その場合は適切に開示します。
- ４．上記の協業先としては、訪日旅行者及び将来的に訪日旅行者となりうる者が日常的に使用していると考えられる、主としてアジア各国のネットサービス企業（ポータル、SNS、宿泊・飲食店・航空券等の予約サイトの運営業者）などを想定しており、資本参加を含む提携（場合によってはJV設立やM & Aも含む）を行うことによって、当社が開発・提供するサービスを各国の訪日旅行者市場で広めることを計画しています。
- ５．上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

＜資金調達の主な目的＞

当社は、平成26年8月15日付「株式会社ウィズ・パートナーズとの業務提携及び第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」において開示致しました通り、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下、「ウィズ・パートナーズ」といいます。）と業務提携（以下、「本業務提携」といいます。）を行い、ウィズ・パートナーズ及びその香港子会社であるWhiz Partners Asia Ltd.（以下、「ウィズ・グループ」と総称します。）と共同してアジアからの訪日旅行者を中心とした、海外からの観光客への情報提供を行う「インバウンド事業」を更に拡大させることを計画しております。本業務提携から本日まで、日本のインバウンドビジネスに関する市場開拓における共同調査を行っていく目的で、中国最大のグルメ投稿サイトDiangping.comを運営する大衆点评（Diangping）との覚書（MOU, Memorandum of Understanding）の締結（平成26年9月22日開示）、モバイルアプリケーションの「オン・ザ・ロード」及び「タオ・オン・ザ・ロード」を所有する中国のTravelo社との覚書の締結（平成26年11月4日開示）をはじめとした国内外の複数のビジネスパートナーとの議論を行い、当社の「インバウンド事業」のビジネスモデルを検討して参りました。

綿密な市場リサーチ及び上記覚書の締結先を含む協業先候補との議論を踏まえ、今後、当社は「訪日旅行者の宿泊予約事業」「訪日旅行者に対する効果的なマーケティング・広告事業」「訪日旅行者に対する付加価値の高い旅行プランニング事業」について、訪日旅行者のニーズが強く、成長が期待できると判断し、これらを当社のインバウンド事業の中核におき、強化してゆく予定です。

これらの事業展開を進めるにあたり、中国現地企業を含む「協業先の発掘及び資本参加を含む提携・M & A」は非常に重要な位置づけとなっております。当社は、本業務提携の開始に際し、本新株予約権付社債（額

面総額10億円)を発行し、手取概算額985百万円のうち585百万円を「協業先候補の発掘及び協業先への資本参加を含む提携・M&A」のための資金として調達し、現在までに、上記覚書の締結先を含む複数の協業先候補の選定・交渉関連費用として283百万円を支出致しました。しかしながら、「インバウンド事業」の今後の成長に対して関心を寄せる協業先候補は本業務提携時の想定よりも多く現れ、協業先候補との交渉等を進めるに従って、ビジネス・投資の規模も想定よりも大きくなる可能性が高まったことから、資本参加を含む提携・M&Aについては、本業務提携時の想定よりも金額規模が大きく、また、相手方が複数となる可能性が高まっております。そこで、本新株予約権付社債の発行により「協業先候補の発掘及び資本参加を含む提携・M&A」を用途として調達した資金の残額(302百万円)では不足する可能性があると考えております。本第三者割当によって調達する資金は、本新株予約権付社債によって調達した資金の残額と共に、「協業先候補の発掘及び資本参加を含む提携・M&A」に充当致します。現在、複数の協業先候補等と交渉を行っておりますが、必要な資金は10億~15億円程度と想定しております。当社はインバウンド事業を中核におき強化してゆく予定であり、提携活動及び事業構築を中長期視点から行っております。また、協業先候補が想定よりも多く現れたことにより、提携・M&Aについての準備・交渉に要する時間が相応に必要となりますので、支出予定時期を、本新株予約権付社債の発行時の計画よりも延長することとしました。

<当該資金の調達方法と選択理由>

当社は、当社のインバウンド事業の展開のための資金を必要としており、当社の手元資金は財政の安定性維持のために可能な限り確保しておくべきと考えております。一方で、資金調達に際し、既存株主の利益のためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えております。

このような中で、今回の割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、平成27年4月に本新株予約権の発行に関する投資提案があり、その検討を進めてきた次第であります。

当社としては、希薄化や株価への影響を最小化し既存株主の利益に配慮することを資金調達において最も留意すべき点であると認識していることから、一時に希薄化が生じにくい資金調達方法を検討いたしました。下記のとおり他の資金調達方法とも比較した結果、潜在株式型のスキームである新株予約権を採用することが、株式市場への影響を最小化する最良の選択肢であるとの結論に至りました。また、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権(以下、「本新株予約権」と総称します。)については、行使価額を三段階に設定することにより、新株予約権の行使による希薄化の影響が漸次生ずると共に、資金調達が段階的に行われることから、複数の提携・M&A案件の資金を順次調達したいという当社のニーズに合致します。当社は、「インバウンド事業」の推進・成長に伴い当社の企業価値が高まることにより、当社株価についても上昇が見込まれるものと考えており、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、当社が中長期的な目標としている株価水準の行使価額を設定しています。

<他の資金調達方法と比較した場合の特徴>

公募又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができる反面、1株当たり純利益の希薄化が一度に発生して新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。一方、今回、同じ行使期間で行使価額が異なる新株予約権による資金調達手法は、株価の上昇に応じて段階的に行使されることが期待できるため、新株式を一度に発行して資金調達を行うよりも希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

転換社債型新株予約権付社債による資金調達では、発行当初に発行総額の全額を調達することができるものの、転換が行われない限り当初調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があります。株価が上昇して行使価額を上回った場合には希薄化を回避できる可能性はあるものの、そうでない場合には調達額全額の償還負担が生じます。株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の場合、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定せず、希薄化の程度をコントロールできず、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

本第三者割当において調達する資金を間接金融等によって調達することも検討いたしましたが、借入れによる資金調達は、金利負担が生じること、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、将来的に運転資金が必要となった場合の銀行借入れによる資金調達余地が縮小する可能性があることから、資本性の資金で対応すべきと考えております。

< 当社のニーズに応じ、配慮した点 >

株価への影響の軽減

- ・本第三者割当は、新株予約権の発行によるものであり、行使価額の異なる三種類の新株予約権を発行することにより、株価の動向等を踏まえて段階的に本新株予約権が行使され、随時株式が交付されることになると考えられ、一度に調達予定総額に相当する新株が発行される新株発行の場合とは異なり、株式需給が急速に変化することによる株価への大きな影響を回避できます。なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権それぞれの行使価額は、割当予定先との協議の結果、平成27年5月28日の株式会社東京証券取引所市場一部（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値である847円、その124.9%の1,058円及びその200%の1,694円に決定しており、その後の修正は行われたい仕組みとなっています。当該行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、ウィズ・パートナーズと協議した上で総合的に判断いたしました。第2回及び第3回新株予約権については、当社が中長期的な目標としている水準の行使価額を設定しており、当該水準での株価での株式の発行が可能になっております。

希薄化の抑制

- ・本新株予約権のいずれも、行使価額の下修正条項が付されていないため、交付株式数が当初の予定よりも増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。
- ・行使価額の異なる三種類の新株予約権を発行することにより、新株予約権の行使が段階的に行われることが想定され、希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。

資本政策の柔軟性

当社は当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って1ヵ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき発行価額と同額で取得することが可能となっております。株価が行使価額を上回っているにもかかわらず本新株予約権の行使が進まない場合には取得条項を発動することにより行使を促進することができるほか、それでも行使がなされない場合には取得を行い、より有利な資金調達手段を検討することができます。また、株価動向によって本新株予約権が行使されない場合には、新たな資金調達方法を検討するにあたって、将来的な潜在株式（潜在的な調達資金）を回収する観点から本新株予約権を取得することができます。これらによって、柔軟な資本政策を確保できると考えております。

< 新株予約権による資金調達を行う場合のデメリットについて >

当初に満額の資金調達ができない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるので、新株予約権の発行当初には、満額の資金調達を行うことはできません。しかしながら、当社は、調達した資金を順次複数の提携先候補との提携・M&A案件に使用する予定であり、各提携・M&A案件の進捗に伴って本新株予約権の行使が進めば、当初に満額の資金調達ができなくとも、当社の資金使途に照らし特に大きな問題とはならないと考えております。

資金調達額が当初想定額を下回る可能性

本第三者割当では、割当予定先による本新株予約権の行使が行われたい限り、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達は行われません。また、行使価額に対して株価がそれを下回って推移する場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

満額の資金調達に時間がかかる可能性

本第三者割当では、希薄化による影響を勘案し、また資金の支出が複数の提携・M&A案件の進捗に応じて行われることに鑑みて、行使価額の異なる三種類の新株予約権を発行し、本新株予約権は株価に応じて段階的に行使されていくことを想定しております。そのため、本新株予約権の全部が行使されるには相応の時間がかかる可能性があります。当社は調達した資金を順次複数の提携・M&A案件に使用する予定であり、満額の資金調達が行われたい場合でも、各案件の進捗に応じて、調達できた資金を支出する予定です。

上記のとおり、当社は、インバウンド事業の展開のための資金を必要としており、当社の手元資金は財政の安定性維持のために可能な限り確保しておくべきと考えております。本新株予約権による資金調達については、上記のデメリットもあり、行使が進まない局面においては、当社の手元資金を利用することになってしまう可能性もあります。しかしながら、当社は、インバウンド事業の推進・拡大に伴い、当社株価が上昇し、行使価額の異なる三種類の本新株予約権は段階的に行使されるものと考えております。本第三者割当の資金使途

である、協業先との提携・M & Aに伴って必要となる資金の需要も、複数の協業先との案件の進捗に伴って段階的に発生するものであり、行使価額の異なる三種類の本新株予約権が株価の上昇に伴って段階的に行使されていくスキームは、当社の資金需要時期のニーズに沿うものです。インバウンド事業の推進・成長、当社と協業先との提携・M & Aの各案件の成立に伴い、当社株価が上昇し、本新株予約権の行使が進むという本第三者割当のスキームは、当社の資金使途及び資金需要時期に照らして合理的な資金調達方法であると考えております。

また、他の資金調達方法との比較検討、また現在の株式市場環境と当社株式の流動性等を勘案した上で、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、当社が中長期的な目標としている水準の株価での株式の発行が可能になっている点、希薄化率が当初から固定されており既存株主への希薄化の影響に配慮したスキームとなっている点等を考慮した結果、本新株予約権による資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。

< 資金使途の合理性に関する考え方 >

当社は、「インバウンド事業」の促進が、当社が目指す戦略分野への先行投資を推進し、あわせてサービス価値や企業価値の最大化を実現するために必須であると判断しております。ウィズ・グループとの本業務提携後、約半年間におけるフィジビリティ・スタディ（事業化可能性調査）の結果、当社は「訪日旅行者の宿泊予約事業」「訪日旅行者に対する効果的なマーケティング・広告事業」「訪日旅行者に対する付加価値の高い旅行プランニング事業」を当社のインバウンド事業の中核におき、事業推進を行う計画であります。本第三者割当は、これらの事業展開にあたり、中国・アジア企業とのパートナー戦略が非常に重要であることから、これらの協業先の発掘及びM & Aを含む資本参加のための資金を確保することを目的としたものです。本第三者割当による調達資金によって「インバウンド事業」を推進・加速することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、既存株主に対しても希薄化等の影響はありますが、これにより中長期的な企業価値の向上に資するものであり、ひいては株主価値の増加につながるものと考えており、当該資金使途は合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階	
組成目的	日本を中心とするアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
出資額の総額	12,800,000,000円	
主たる出資者及び出資比率	1. 46.88% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 2. 3.13% 株式会社ウィズ・パートナーズ（本組合の業務執行組合員です。）	
業務執行組合員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 安東 俊夫
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 74.5% クワイエットアルファ投資事業有限責任組合 2. 25.5% クワイエットベータ投資事業有限責任組合
当社と業務執行組合員との関係	本業務提携を除き、当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、本業務提携を除き、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から割当予定先へは直接・間接問わず出資はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	割当予定先は平成27年5月28日現在、本新株予約権付社債10億円を保有しています。
技術又は取引等の関係	本業務提携を除き、当社並びに当社の関係者及び関係会社と割当予定先の出資者（現出資者を含む。）との間に特筆すべき人的関係・取引関係はありません。

c 割当予定先の選定理由

平成26年8月15日に当社は、ウィズ・パートナーズとの間で、海外から日本を訪れる観光客への情報提供を行う「インバウンド事業」のうち、アジア諸国を中心とした業務に関する業務提携を行うことを発表し、本第三者割当の割当予定先に対し、本新株予約権付社債を発行しています。それ以来当社は、割当予定先及びウィズ・グループから「インバウンド事業」に対する積極的な支援を受けております。

具体的には、ウィズ・グループと共に、中国最大手の口コミIT基盤、「大衆点评」との戦略提携、中国の大手個人旅行情報基盤、「在路上」との戦略提携、中国の大手宿泊予約基盤企業との戦略提携、日本の地方自治体向け事業（地方の魅力的な観光地、温泉、産物を中国旅行者市場にブランディングと送客を促す事業）、スポーツや自然を体験する日帰り旅行（オプション・ツアー）の紹介と予約事業、中国人旅行者に日本の商品のブランド認識を高める広告事業、などを進めております。

当社は、インバウンド事業の更なる展開のための資金調達について、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから、平成27年4月に本新株予約権の発行の提案を受けました。当社は、今後のインバウンド事

業の更なる推進のためには、ウィズ・グループによる支援が不可欠と考えており、本業務提供を通じて、ウィズ・グループには当社の事業内容、事業運営及び資本政策に十分な理解を得て頂いていることから、割当予定先として選定致しました。

d 割り当てようとする株式の数

新株予約権の目的である株式の総数830,000株(第1回新株予約権600,000株、第2回新株予約権130,000株、第3回新株予約権100,000株)

e 株券等の保有方針

割当予定先は原則として本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を中長期保有する方針であります。ウィズ・パートナーズとの間で締結する本投資契約(以下に定義します。)において、割当予定先の保有する普通株式数は、常時、当社代表取締役である黒田茂夫の保有する当社普通株式数を上回らないようにしなければならないと規定されています。従って、株価の上昇に伴い本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使が進み、割当予定先の保有する当社普通株式数が黒田茂夫の保有する当社普通株式数を上回るような場合には、割当予定先は当社普通株式を売却することとなります。割当予定先は、提携先の意向、市場動向、投資家の需要等を勘案しながら売却するとの方針であること、また、単なる投資の回収を目的として当該当社普通株式を市場で売却するのではなく、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、資本構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標である旨、口頭で確認しております。ただし、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、ブロックトレードなど市場の流動性に配慮した売却方法を活用して当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズは、当社の「インバウンド事業」等において事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

なお、当社と割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズとの間で、既に開示致しました通り、平成26年8月15日に投資契約を締結しており、さらに、本新株予約権の発行日付でこの投資契約の変更に関する覚書を締結する予定です(以下、総称して「本投資契約」といいます。)。本投資契約には、以下の内容の条項が含まれています。

1. ウィズ・パートナーズは、本投資契約締結日以降、本投資契約が終了するまでの間、ウィズ・パートナーズ及び割当予定先が保有する当社の普通株式数(特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に定める特別関係者をいう。))がある場合には、その者の保有する普通株式数を加算したものをいう。以下同じ。)が、常時、当社代表取締役である黒田茂夫の保有する当社普通株式数を上回らないようにしなければならない。但し、黒田茂夫が、その保有する当社の普通株式を処分する場合は、ウィズ・パートナーズと協議するものとする。
2. 当社は、本投資契約締結日以降、5年間又は割当予定先が本新株予約権若しくは本新株予約権付社債の全部若しくは一部を保有している間のいずれか短い期間の経過する日までの期間において、以下の事項を決定又は承認しようとする場合には、事前に(本2及び下記3において、当社の取締役会又は株主総会により承認を行う場合は、かかる取締役会及び株主総会のいずれの開催より前をもって「事前」とする。)、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、同社の書面による承認を得なければならない。
 - (1) 組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割)
 - (2) 事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
 - (3) 解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て
 - (4) 当社の株券等を対象とする公開買付け(金融商品取引法第27条の3第1項に定める「公開買付け」をいう。以下同じ。)に関する意見表明
 - (5) 自己株式の取得(公開買付けによるものを含む。)
 - (6) 当社普通株式の上場廃止
3. 当社は、本投資契約締結日以降、5年間又は割当予定先が本新株予約権若しくは本新株予約権付社債の全部若しくは一部を保有している間のいずれか短い期間の経過する日までの期間において、以下の各号のいずれかに該当する場合で、株式(種類を問わない。))又は新株予約権(目的である株式の種類を問わず、社債に付されたものを含む。)の発行を決定しようとする場合には、事前に、ウィズ・パートナーズとの間で協議を行い、かつ、ウィズ・パートナーズの書面による承認を得なければならない。但し、当社とライセンス、共同開発その他の提携契約を締結する会社が当社に対し投資を希望する場合、ウィズ・パートナーズが本新株予約権付社債要項の規定に基づき割当予定先が保有する本新株予約権付社債の全部の繰上償還を請求した場合、その他当社とウィズ・パートナーズが合意した場合はこの限りではない。
 - (1) ウィズ・パートナーズが当社に対し追加の投資(以下「追加投資」という。)を提案しそれを撤回していない場合に、第三者から当社に対する投資(以下「第三者投資」という。)の提案がある場合で、追加投資に

おけるウィズ・パートナーズ又は割当予定先にとっての条件よりも第三者投資における第三者にとっての条件が有利であるとウィズ・パートナーズが判断しかつ以下のいずれかに該当するとき。

第三者投資における株式の発行価格、新株予約権付社債の転換価額、又は新株予約権の行使価額が追加投資におけるそれらに比して低いこと

第三者投資における投資対象が担保付新株予約権付社債であること

- (2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号、その後の改正を含む。)第19条第8項に定める「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」をいう。)を発行するとき。

4. ウィズ・パートナーズは、割当予定先が()本新株予約権付社債の元本総額300百万円以上、又は()当社の普通株式を450,000株以上保有している間のいずれか短い期間において、当社の要請により、当社の取締役候補者を1名提案する。なお、ウィズ・パートナーズ及び当社は、当該取締役候補者について真摯に協議するものとするが、当該取締役候補者の取締役への選任を当社の株主総会に提案することについては当社の責任とする。なお、平成27年5月28日現在、本新株予約権付社債の株式への転換及び譲渡は行われておりません。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、割当予定先の平成27年5月25日現在の預金残高が25億8,500万円あり、本第三者割当の引受に要する資金を保有していることを預金通帳にて確認しており、本新株予約権の発行に係る払込金額及び本新株予約権の行使に係る行使金額の払込みのための資力は十分であると判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合及びその業務執行組合員であるウィズ・パートナーズ及びその代表者が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。割当予定先の主たる出資者についても、独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構ホームページの「中小企業基盤整備機構「反社会的勢力に対する基本方針」について」により、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力の不当な要求に対しては組織全体として断固たる姿勢で拒絶し、法的対応を行う方針である旨確認いたしました。また、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社については調査を省略し、未上場企業及び個人については、株式会社トクチョーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。その場合において、その時点における当社の発行済み株式総数の5%を超えて同一の第三者に対して割当予定先が本新株予約権を行使又は本新株予約権付社債を転換することによって取得した当社普通株式(以下、「本取得株式」といいます。)を譲渡、売却又は担保に供するとき、又は当社の普通株式について大量保有報告書(金融商品取引法第27条の23第1項に定める「大量保有報告書」をいいます。)又はその変更報告書(同法第27条の25第1項に定める「変更報告書」をいいます。)を提出している第三者に対して本取得株式を譲渡、売却又は担保に供するときは原則として、当社と協議を行う旨、本投資契約で合意する予定です。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権それぞれの行使価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日(以下、「発行決議日」といいます。)の前取引日である平成27年5月28日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の847円を参考として、それぞれ、当該株価と同額の847円(ディスカウント率0%)、また1,058円(プレミアム率24.9%)及び1,694円(プレミアム率100%)といたしました。

行使価額の算定方法について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値847円を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、

3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成27年5月15日付「平成27年3月期 決算短信」において公表した直近の期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

参考までに、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権それぞれの行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価890.0円に対し第1回新株予約権は4.83%のディスカウント、第2回新株予約権は18.9%のプレミアム、第3回新株予約権は90.34%のプレミアム、過去3ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価906.9円に対し第1回新株予約権は6.6%のディスカウント、第2回新株予約権は16.7%のプレミアム、第3回新株予約権は86.8%のプレミアム、また、過去1ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価855.7円に対し第1回新株予約権は1.0%のディスカウント、第2回新株予約権は23.6%のプレミアム、第3回新株予約権は98.0%のプレミアムとなっております。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼し、一定の前提、すなわち、株価847円（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（2.36%）、権利行使期間（4.5年間）、無リスク利率（0.075%）、株価変動性（20.59%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（当社は基本的に割当予定先の本新株予約権の行使を待つものとする。取得条項については 株価動向を判断するのに発行後最低1カ月は要するものとして発行後1カ月経過後以降に、また、本新株予約権のうち、行使価額が最も高い第三回新株予約権の行使価額が、本新株予約権の行使価額を決定する際に基準とした発行決議日前日の当社株価の200%となっていることに鑑みて、株価がそれをさらに上回って、基準とした株価の300%を超過した場合には、権利行使を促進する、又はより有利な資金調達方法を検討する等の目的により発動する。割当予定先は、株価が行使価額よりも高い場合、随時行使価額が低い回数から権利行使を行うものとする。但し、一度に権利行使をする数は、1回当たり3,400株（1日当たり平均売買出来高の約20%（割当予定先より、日本証券業協会規則による指導水準よりも低い水準での行使を想定している）と口頭で説明を受けております。）とし、得た株式を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。）、その他発行条件及び諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。

その上で、当社は、第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権それぞれの発行価額は、公正価値と同等の、1個当たりの払込金額を1,020円（1株当たり10.2円）、160円（1株当たり1.6円）及び15円（1株当たり0.15円）としており、適正かつ妥当な価額であり、有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役全員（社外監査役2名を含む。）は、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当せず、本新株予約権の発行手続きは適法であると判断した旨の意見を述べております。

- ・本新株予約権の価値評価算定においては、新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、株式会社ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係がなく、当社と出資・人的関係も存在しないことから、当社及び当社経営陣から独立していると認められること。
- ・ブルータス・コンサルティングは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権の発行条件及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、当該条件の設定は合理的であると認められ、モンテカルロ・シミュレーションの採用についても適切であると考えられること。
- ・上記の点から、ブルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・本第三者割当の決議を行った取締役会において、ブルータス・コンサルティングの算定書を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合に発行される予定の株式数は830,000株であります。これにより平成27年3月31日現在の発行済株式総数17,307,750株（総議決権数165,843個）に対して、最大4.80%（議決権比率5.00%）の割合で希薄化が生じます。

割当予定先は、本新株予約権付社債（額面総額10億円）を保有しておりますが、原則として本新株予約権・本新株予約権付社債の行使・転換によって取得する当社普通株式を中長期保有する方針であります。平成27年5月28日現在、本新株予約権付社債の株式への転換及び譲渡は行われておりません。なお、本新株予約権および本新株予約権付社債がすべて全て行使された場合に発行される予定の株式数は2,380,387株であります。これは、平成27年3月31日現在の発行済株式総数17,307,750株（総議決権数165,843個）に対して、合計13.75%（議決権比率14.35%）の希薄化となります。

本投資契約において、割当予定先の保有する普通株式数は、常時、当社代表取締役である黒田茂夫の保有する当社普通株式数を上回らないようにしなければならないと規定されています。従って、株価の上昇に伴い本新株予約

権付社債の転換又は本新株予約権の行使が進み、割当予定先の保有する当社普通株式数が黒田茂夫の保有する当社普通株式数を上回るような場合には、割当予定先は当社普通株式を売却することとなると考えられます。その場合、別記「1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」に記載のとおり、売却を行う場合も、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先あるいは当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索すること、また市場で売却する場合には市場への影響に十分配慮しつつ行うこと、ブロックトレードなど市場の流動性に配慮した売却方法を活用することを口頭で確認しております。このような割当予定先の保有方針及び売却方法に鑑み、割当予定先への本新株予約権の発行数は合理的であると判断しております。

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、本新株予約権それぞれの発行につき検討を行い、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権それぞれの募集による発行数量及び希薄化は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な数量及び規模であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
黒田 敏夫	東京都目黒区	3,574,500	21.55%	3,574,500	20.53%
黒田 茂夫	東京都港区	1,699,500	10.25%	1,699,500	9.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,023,000	6.17%	1,023,000	5.87%
ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	-	-	830,000	4.77%
昭文社社員持株会	東京都千代田区麹町3丁目1番地	653,100	3.94%	653,100	3.75%
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	467,200	2.82%	467,200	2.68%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	347,500	2.10%	347,500	2.00%
株式会社ファウンダー・マップル	東京都港区赤坂六丁目19番36号-401	180,000	1.09%	180,000	1.03%
株式会社エムティーアイ	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	174,000	1.05%	174,000	1.00%
CBNY-DFA Investment Trust Company-Japanese Small Company Series (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 Greenwich Street, New York, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	165,800	1.00%	165,800	0.95%
計	-	8,284,600	49.95%	9,114,600	52.34%

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の全てを行使し、取得した株式を継続して保有した場合の数であります。

4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に割当予定先の「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

5. ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は、平成27年5月28日現在、本新株予約権付社債(残高10億円)を保有しております。上記の表におけるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の所有議決権数の割合に、本新株予約権付社債にかかる潜在株式数は含まれ

ておりません。本新株予約権付社債にかかる潜在株式分を含めた場合、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の所有議決権数の割合は12.55%となります。

6. 当社は、本日、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対する第4回新株予約権(有償ストックオプション)の発行を決議しております。上記の表における黒田茂夫の所有議決権数の割合に、当該ストックオプションにかかる潜在株式数は含まれておりません。
7. 平成27年3月31日現在、当社は自己株式を679,714株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である有価証券報告書（第55期）及び四半期報告書（第56期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年5月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項がありました。下記は、変更及び追加のあった項目のみを抜粋し、変更箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、下記のものを除き、本有価証券届出書提出日（平成27年5月29日）現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（新規事業における投資費用の回収不能リスク）

当社グループにおいては、新規事業として「ナビゲーション事業」「宿泊予約事業」に参入し、多くの資源を投入してまいりました。また「訪日観光客向けインバウンド事業」も開始いたしました。この様な新規事業が事業計画を達成できず、投入した資源に見合うだけの十分な収益を計上できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（特定の取引先への依存に関するリスク）

従来より、当社グループは地図、ガイドブックを中心とした出版事業を営んできましたが、その事業の成果である地図データ、ガイドデータの構築に伴い、現在そのS i M A Pデータベースを活用した電子事業を当社事業の2本目の柱とすべく、その発展・拡大を目指しております。しかしながら現状においては、いまだ売上高の過半（64.6%）を出版事業に依存している状況にあります。

その出版事業における中心的販路である書店との取引においては、日本全国に及ぶ中小書店への物流システムの確保および信用リスク回避のため2大取次と言われる㈱トーハンおよび日本出版販売㈱や地図専門取次である日本地図共販㈱を通じた取引がその約70.0%を占めております。これにより、この3社の経営状況次第によっては当社業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループの新規事業であるカーナビゲーション事業においては、特定ハードメーカーへの依存が高く、当該企業の経営状況の悪化およびそれに代わる取引先が開拓できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（海外企業との提携に関するリスク）

当社グループの新規事業である「訪日観光客向けインバウンド事業」においては、海外企業との事業提携等が特に重要となります。これにより事業が大きく拡大する可能性がある半面、取引習慣や法律等の違いによる損失の可能性もあるため、慎重な事業推進が必要となってきます。この影響により大きな損失を招く可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である有価証券報告書（第55期）の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年5月29日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成26年7月4日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第55期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

当期末配当は、普通配当を1株につき20円とするものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、黒田茂夫、大野真哉、内田次郎、熊谷隆司及び清水康史の5名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合） （％）
第1号議案 剰余金の処分の件	123,195	428	0	（注）1	（注）2 可決（99.31％）
第2号議案 取締役5名選任の件				（注）1	（注）2
黒田 茂夫	111,700	9,672	0		可決（90.04％）
大野 真哉	118,231	3,141	0		可決（95.31％）
内田 次郎	118,247	3,125	0		可決（95.32％）
熊谷 隆司	118,285	3,087	0		可決（95.35％）
清水 康史	118,282	3,090	0		可決（95.35％）

（注）1．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成、かつ累積投票によらないものであります。

2．賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成27年5月15日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

平成27年5月15日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

当社グループの事業環境の劇的な変化等に伴い、当社及び連結子会社が保有する固定資産及びのれんについて、将来の回収可能性を検討した結果、減損損失を計上することといたしました。

（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成27年3月期の当社個別財務諸表において5,408,171千円、連結財務諸表において5,868,326千円の減損損失を特別損失としてそれぞれ計上いたしました。

（平成27年5月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 銘柄

株式会社昭文社第4回新株予約権

(2) 発行数

合計8,584個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。）

(3) 発行価格

新株予約権1個当たりの発行価格は、2,500円とする。

なお、当該発行価格は、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社株式普通取引の終値847円/株、株価変動性20.59%、配当利回り2.36%、無リスク利率0.075%および本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額847円/株、満期までの期間4.5年、行使の条件、取得条件）に基づいて、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額である。

(4) 発行価額の総額

21,460,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は、100株とする。なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることができる。

なお、かかる調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、847円とする。

なお、当社が、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(7) 新株予約権の行使期間

平成27年7月9日から平成31年12月27日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成28年3月期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）または、平成29年3月期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが0円を超過した場合、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を権利行使することができる。また、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。但し、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

1個の新株予約権の一部行使は認めない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社代表取締役	1名	4,900個
当社取締役	4名	800個
当社監査役	3名	75個
当社従業員	392名	2,322個
当社子会社取締役	10名	205個
当社子会社従業員	70名	282個
合計	480名	8,584個

上記は予定であり、当社取締役以下の者が本新株予約権の全部または一部の引受けの申込みを行わなかった場合には、引受けの申込みがなされなかった本新株予約権については、当社代表取締役が引き受けるものとする。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
完全子会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者との取決めは、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会による承認を行わない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。

新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得するものとする。

(15) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(6)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(5)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(7)に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項上記(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由および条件

上記(14)に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(16) 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成27年7月15日

3. 最近の業績の概要

第56期連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の業績の概要

平成27年5月15日開催の取締役会において承認された第56期連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）に係る連結財務諸表は、以下のとおりであります。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,421,808	11,357,006
受取手形及び売掛金	4,151,649	3,081,905
有価証券	1,024,857	1,025,280
商品及び製品	1,521,390	1,576,603
仕掛品	292,330	350,861
原材料及び貯蔵品	7,129	6,411
繰延税金資産	206,557	-
その他	79,344	82,994
貸倒引当金	3,262	538
流動資産合計	16,701,804	17,480,525
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,435,979	7,426,989
減価償却累計額	4,759,085	4,881,790
建物及び構築物（純額）	2,676,893	2,545,199
機械装置及び運搬具	482,574	483,411
減価償却累計額	423,907	437,998
機械装置及び運搬具（純額）	58,667	45,413
工具、器具及び備品	1,002,392	1,009,677
減価償却累計額	914,242	924,666
工具、器具及び備品（純額）	88,150	85,010
土地	6,166,324	4,213,950
有形固定資産合計	8,990,036	6,889,574
無形固定資産		
データベース	3,905,607	-
のれん	176,396	-
その他	696,997	325,745
無形固定資産合計	4,779,001	325,745
投資その他の資産		
投資有価証券	1,568,177	2,043,170
退職給付に係る資産	1,158,216	1,356,154
その他	1,178,025	614,488
貸倒引当金	382,790	381,208
投資その他の資産合計	3,521,629	3,632,605
固定資産合計	17,290,666	10,847,925
資産合計	33,992,471	28,328,450

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	998,082	1,305,829
短期借入金	770,000	770,000
1年内返済予定の長期借入金	75,008	50,017
未払費用	325,476	460,431
未払法人税等	65,725	67,244
未払消費税等	73,277	62,051
賞与引当金	346,145	362,405
返品調整引当金	815,323	607,277
その他	146,490	197,467
流動負債合計	3,615,530	3,882,723
固定負債		
社債	-	1,000,000
長期借入金	25,021	20,838
繰延税金負債	1,075,043	1,134,888
役員退職慰労引当金	194,200	224,500
退職給付に係る負債	76,000	85,002
その他	2,092	2,092
固定負債合計	1,372,357	2,467,320
負債合計	4,987,887	6,350,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,903,870	9,903,870
資本剰余金	10,708,236	10,708,236
利益剰余金	8,314,185	1,000,683
自己株式	525,047	525,281
株主資本合計	28,401,244	21,087,507
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	513,740	936,631
退職給付に係る調整累計額	89,599	45,732
その他の包括利益累計額合計	603,339	890,898
純資産合計	29,004,584	21,978,406
負債純資産合計	33,992,471	28,328,450

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	13,870,982	12,395,933
売上原価	9,334,870	9,311,202
売上総利益	4,536,111	3,084,731
返品調整引当金戻入額	715,052	815,323
返品調整引当金繰入額	815,323	607,277
返品調整引当金繰入差額	100,271	208,046
差引売上総利益	4,435,840	3,292,777
販売費及び一般管理費	3,776,087	4,226,853
営業利益又は営業損失()	659,753	934,076
営業外収益		
受取利息	3,104	3,138
受取配当金	23,955	23,391
受取賃貸料	30,146	29,471
保険配当金	3,476	4,259
その他	15,604	18,891
営業外収益合計	76,287	79,152
営業外費用		
支払利息	14,871	12,380
社債発行費	-	8,483
賃貸収入原価	8,695	8,732
投資事業組合運用損	5,614	1,429
その他	7,579	1,570
営業外費用合計	36,761	32,595
経常利益又は経常損失()	699,278	887,519
特別利益		
固定資産売却益	1,556	550
投資有価証券売却益	-	1,583
事業分離における移転利益	33,716	-
特別利益合計	35,273	2,133
特別損失		
固定資産売却損	664	7,799
固定資産除却損	1,853	1,207
投資有価証券評価損	-	4,999
減損損失	-	5,868,326
特別損失合計	2,518	5,882,333
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	732,033	6,767,718
法人税、住民税及び事業税	48,446	59,153
法人税等調整額	250,063	215,368
法人税等合計	298,509	274,522
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	433,524	7,042,241
当期純利益又は当期純損失()	433,524	7,042,241

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	433,524	7,042,241
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	161,755	422,890
退職給付に係る調整額	-	135,332
その他の包括利益合計	161,755	287,558
包括利益	595,280	6,754,682
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	595,280	6,754,682
少数株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,903,870	10,708,236	8,213,235	524,829	28,300,511
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,903,870	10,708,236	8,213,235	524,829	28,300,511
当期変動額					
剰余金の配当			332,573		332,573
当期純利益			433,524		433,524
持分法の適用範囲の変動					-
自己株式の取得				217	217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	100,950	217	100,732
当期末残高	9,903,870	10,708,236	8,314,185	525,047	28,401,244

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	351,984	-	-	351,984	28,652,495
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	351,984	-	-	351,984	28,652,495
当期変動額					
剰余金の配当					332,573
当期純利益					433,524
持分法の適用範囲の変動					-
自己株式の取得					217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	161,755	-	89,599	251,355	251,355
当期変動額合計	161,755	-	89,599	251,355	352,088
当期末残高	513,740	-	89,599	603,339	29,004,584

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,903,870	10,708,236	8,314,185	525,047	28,401,244
会計方針の変更による累積的影響額			61,305		61,305
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,903,870	10,708,236	8,375,491	525,047	28,462,549
当期変動額					
剰余金の配当			332,566		332,566
当期純利益			7,042,241		7,042,241
持分法の適用範囲の変動					-
自己株式の取得				234	234
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	7,374,807	234	7,375,042
当期末残高	9,903,870	10,708,236	1,000,683	525,281	21,087,507

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	513,740	-	89,599	603,339	29,004,584
会計方針の変更による累積的影響額					61,305
会計方針の変更を反映した当期首残高	513,740	-	89,599	603,339	29,065,889
当期変動額					
剰余金の配当					332,566
当期純利益					7,042,241
持分法の適用範囲の変動					-
自己株式の取得					234
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	422,890	-	135,332	287,558	287,558
当期変動額合計	422,890	-	135,332	287,558	7,087,483
当期末残高	936,631	-	45,732	890,898	21,978,406

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	732,033	6,767,718
減価償却費及びその他の償却費	1,277,039	1,218,881
事業分離における移転利益	33,716	-
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	-	1,583
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	-	4,999
減損損失	-	5,868,326
貸倒引当金の増減額(は減少)	22,363	4,305
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13,693	9,002
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	434,399	287,632
賞与引当金の増減額(は減少)	39,971	16,259
返品調整引当金の増減額(は減少)	100,271	208,046
受注損失引当金の増減額(は減少)	18,823	-
受取利息及び受取配当金	27,059	26,529
受取賃貸料	30,146	29,471
支払利息	14,871	12,380
売上債権の増減額(は増加)	423,292	1,069,743
たな卸資産の増減額(は増加)	302,992	113,026
その他の流動資産の増減額(は増加)	5,344	7,654
その他の固定資産の増減額(は増加)	45,511	18,438
仕入債務の増減額(は減少)	122,570	307,746
未払消費税等の増減額(は減少)	40,919	11,226
その他の流動負債の増減額(は減少)	63,645	151,446
その他の固定負債の増減額(は減少)	23,842	30,300
小計	2,256,367	1,213,451
利息及び配当金の受取額	27,127	26,327
賃貸料の受取額	33,330	29,619
利息の支払額	14,596	12,369
法人税等の支払額	14,575	46,463
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,287,652	1,210,565
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	600,000
定期預金の払戻による収入	100,000	600,000
有形固定資産の取得による支出	52,802	64,325
有形固定資産の売却による収入	2,113	19,464
無形固定資産の取得による支出	356,629	467,998
無形固定資産の売却による収入	5,808	-
投資有価証券の取得による支出	50,616	26,397
投資有価証券の売却による収入	596,668	31,874
事業譲渡による収入	62,193	-
貸付金の回収による収入	8,111	3,285
その他	1,555	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	316,400	504,096
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	174,333	-
社債の発行による収入	-	991,516
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	129,166	79,174
自己株式の取得による支出	217	234
配当金の支払額	333,136	332,955
財務活動によるキャッシュ・フロー	636,853	629,152
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,967,199	1,335,620
現金及び現金同等物の期首残高	8,479,466	10,446,666
現金及び現金同等物の期末残高	10,446,666	11,782,287

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が95,254千円増加し、利益剰余金が61,305千円増加しております。また、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は3.69円増加しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資その他の資産 その他（出資金）	19,000千円	19,000千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物及び構築物	410,093千円	393,910千円
土地	231,688	206,040
計	641,781千円	599,950千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	- 千円	- 千円
1年内返済予定の長期借入金	75,008	50,017
長期借入金	25,021	20,838

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
荷造発送費	177,327千円	171,912千円
販売促進費	102,458	131,087
広告宣伝費	222,795	307,004
貸倒引当金繰入額	881	4,064
役員報酬	165,935	182,286
役員退職慰労引当金繰入額	25,200	30,300
給料手当・賞与	1,418,524	1,494,344
賞与引当金繰入額	171,147	180,408
法定福利費	239,773	258,822
退職給付費用	136,586	80,913
旅費交通費	147,636	162,143
減価償却費	127,945	113,631
賃借料	61,657	63,233
業務委託費	178,706	254,964
租税公課	52,779	50,697
研究開発費	149,513	195,514
のれん償却額	44,239	44,099
その他	626,150	671,381
計	3,776,087千円	4,226,853千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	149,513千円	195,514千円

3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
機械装置及び運搬具	1,556千円	550千円

4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	- 千円	484千円
機械装置及び運搬具	664	104
工具、器具及び備品	-	0
土地	-	7,211
計	664千円	7,799千円

5. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	- 千円	50千円
機械装置及び運搬具	78	-
工具、器具及び備品	1,199	1,156
ソフトウェア	574	-
計	1,853千円	1,207千円

6. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物	東京都千代田区
事業用資産	機械装置及び運搬具	東京都千代田区
資産事業用	工具器具備品	東京都千代田区
事業用資産	土地	東京都江東区 埼玉県加須市 大阪府摂津市 神奈川県横浜市 千葉県市原市
事業用資産	データベース	東京都江東区
事業用資産	ソフトウェア他	東京都千代田区
その他	のれん	東京都千代田区
遊休資産	土地	東京都立川市
遊休資産	ソフトウェア	東京都千代田区 東京都江東区 千葉県市原市

（減損損失を認識するに至った経緯）

当社グループの事業環境は、地図情報の提供形態が、従来の出版物からパソコン・スマートフォン普及によるデジタルデータ提供へと大きく変化しており、カーナビゲーションの登場等により地図出版物の売上が継続的に減少傾向を続けております。

さらにはそのデジタルデータ提供においてもインターネットにおける無料の地図閲覧サイトやスマートフォンにおける無料ナビゲーションアプリの提供も始まるとともに、PND（簡易型カーナビゲーション）市場の飽和化などの要因によるカーナビ事業での売上が伸び悩む状況となっております。

また、当社グループを取り巻く事業環境の変化を勘案し、当社事業方針を従来の地図情報提供をメインとする事業から「インバウンド事業」等のガイド情報提供をメインとする事業へと変更いたしました。

このような劇的な事業環境の変化と売上減少、当社の事業方針の変更を受け、当社グループの固定資産の減損について検討した結果、減損損失を計上いたしました。

（減損損失の金額）

種類	金額
有形固定資産	
建物及び構築物	9,033千円
機械装置及び運搬具	2,503
工具器具備品	5,216
土地	1,927,847
無形固定資産	
データベース	3,378,498
のれん	132,297
その他（ソフトウェア等）	412,929
合計	5,868,326千円

（資産グルーピングの方法）

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを実施しており、遊休資産については個別資産ごとに資産のグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法）

事業用資産については、回収可能価額として使用価値または正味売却価額により測定しております。

使用価値は、将来キャッシュ・フローを11.63%で割り引いて算定しております。

また、正味売却価額は無形固定資産（データベース及びその他）、他については市場価額の見積りが困難であることから零とし、建物等及び土地については市場価額に基づき算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	217,328千円	491,175千円
組替調整額	-	1,583
税効果調整前	217,328	489,592
税効果額	55,572	66,701
その他有価証券評価差額金	161,755	422,890
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	-	184,948
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	184,948
税効果額	-	49,616
退職給付に係る調整額	-	135,332
その他の包括利益合計	161,755千円	287,558千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	17,307	-	-	17,307
合計	17,307	-	-	17,307
自己株式				
普通株式(注)	679	0	-	679
合計	679	0	-	679

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	332,573	20	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	332,566	利益剰余金	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	17,307	-	-	17,307
合計	17,307	-	-	17,307
自己株式				
普通株式（注）	679	0	-	679
合計	679	0	-	679

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	332,566	20	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	332,560	利益剰余金	20	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
現金及び預金勘定	9,421,808千円	11,357,006千円
有価証券（に含まれるMMF）	1,024,857	1,025,280
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	600,000
現金及び現金同等物	10,446,666千円	11,782,287千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

区分		外部顧客への売上高
市 販 出版物	地図	3,165,701
	雑誌	3,045,822
	ガイドブック	1,121,940
	実用書	29,742
小計		7,363,207
特別注文品		795,900
広告収入		753,250
電子売上		4,924,676
手数料収入		33,948
合計		13,870,982

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
日本出版販売株式会社	2,390,229
株式会社トーハン	2,075,016
日本地図共販株式会社	1,647,071

（注）当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

区分		外部顧客への売上高
市販 出版物	地図	2,318,606
	雑誌	2,949,021
	ガイドブック	1,173,368
	実用書	31,868
小計		6,472,864
特別注文品		668,139
広告収入		860,711
電子売上		4,363,498
手数料収入		30,719
合計		12,395,933

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
日本出版販売株式会社	2,215,308
株式会社トーハン	2,088,010
日本地図共販株式会社	1,295,208

(注) 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社グループは単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1,744.29円	1,321.77円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	26.07円	423.51円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額() (千円)	433,524	7,042,241
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	433,524	7,042,241
期中平均株式数(千株)	16,628	16,628
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	-	900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第55期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第56期第3四半期)	自 至	平成26年10月1日 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

株式会社昭文社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部	功	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島	達弥	印
--------------------	-------	----	----	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社昭文社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭文社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社昭文社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社昭文社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

株式会社昭文社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達弥 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社昭文社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社昭文社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月10日

株式会社 昭 文 社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 功 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 島 達 弥 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社昭文社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社昭文社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。